

2011年6月7日

お客様各位

ドットコムデティ株式会社  
CFD カスタマーサービス

## 【変更点 2】ロスカット制度の変更について

商先法施行規則第 103 条第 1 項 20 号に基づき、2011 年 7 月 1 日より、現行のロスカットルールである「リアルタイムロスカット」に加え「定時ロスカット」ルールの適用を義務付けられました。

「定時ロスカット」とは、ある一定の時刻(当社では日本時間の 18 時時点)に実質証拠金が必要証拠金を下回った場合、自動的に全建玉を決済します。

したがって、「リアルタイムロスカット」に関係なく日本時間の 18 時時点で実質証拠金が必要証拠金を下回った場合は、ロスカットの対象になりますので、ご資金・建玉(ポジション)の管理には細心の注意をお願いいたします。

これに伴い、日本時間 2011 年 6 月 27 日(月)のお取引より、従来の「リアルタイムロスカット」ルールに触れた場合、新設の「定時ロスカット」ルールに触れた場合のいずれかの条件に該当する場合に、ロスカットの対象となりますので、ご注意ください。

	＜変更前＞ 日本時間 2011 年 6 月 25 日 のお取引まで	＜変更後＞ 日本時間 2011 年 6 月 27 日 のお取引より
リアルタイムロスカット	あり 取引中において、実質証拠金が必要証拠金の 25%以下となりしだい、お客様が商品 CFD 取引口座内にて保有する全建玉を反対売買にて決済されます	あり 同左
	アラートメール 実質証拠金が必要証拠金の 50%、75%以下となった場合に事前に登録されたメールアドレスあてに送信されます	アラートメール 同左
	ロスカットメール お客様が商品 CFD 取引口座内にて保有する全建玉を反対売買にて決済した時点で事前に登録されたメールアドレスあてに送信されます	ロスカットメール 同左

定時ロスカット	なし	あり 日本時間 18 時時点において、実質証拠金が必要証拠金を下回った場合、お客様が商品 CFD 取引口座内にて保有する全建玉を反対売買にて決済されます
	アラートメール なし	アラートメール 実質証拠金が必要証拠金に対し 120%以下となった場合に事前に登録されたメールアドレスあてに送信されます
	ロスカットメール なし	ロスカットメール お客様が商品 CFD 取引口座内にて保有する全建玉を反対売買にて決済した時点で事前に登録されたメールアドレスあてに送信されます

**\* ロスカット執行時における相場の急激な変動等により、ロスカット執行後におきまして、お預かり金以上の損金が発生する場合がございますので、ご注意ください。よろしくお願いいたします。**